

第3号議案 借入金残高の最高限度額の決定について

(案) 借入金残高の最高限度額は5億円とする。

第4号議案 令和3年度1組合員に対する貸付け又は1組合員のためにする債務保証の残高の最高限度額の決定について

(案) 令和3年度1組合員に対する貸付け又は1組合員のためにする債務保証の残高の最高限度額は1億円とする。

第5号議案 定款第10条の規定に基づく令和3年度加入金の額の決定について

(案) 加入金の額は出資1口当たり274,500円とする。

第6号議案 定款第18条の規定に基づく令和3年度経費の賦課及び徴収の時期等の決定について

- (案)
- 1 賦課金の額
賦課金の額は年額として、均等割5,000円、出資口数1口当たり1,500円とする。
 - 2 賦課金の徴収の時期及び方法
年額を6月に徴収し、納期限は6月25日とする。
 - 3 出資配当金との相殺
出資配当金がある場合は、組合員の申し出により相殺も可とする。

第7号議案 定款第35条の規定に基づく令和3年度役員報酬額決定について

(案) 当組合の理事に対する報酬は年額760万円以内、監事に対する報酬は年額40万円以内とし、その支給方法については理事会に一任する。

第8号議案 令和3年度予算執行中各科目間の流用及び予備費充用の承認について

(案) 予算執行中に過不足が生じた場合の、各科目間の流用及び予備費の充用については理事会に一任する。

**第9号議案 定款の変更について
別案のとおり**

第10号議案 その他